

令和 5 年度

長崎県食品衛生監視指導計画

令和 5 年 3 月



長崎県県民生活環境部生活衛生課

目 次

監視指導の基本的方向	1
実施期間及び適用範囲	1
監視指導の実施体制等	1
1．監視指導の実施機関	
2．関係機関等との連携体制の確保	3
3．農林水産部局等他部局との連携体制の確保	
4．試験検査実施機関の体制整備	
監視指導等の実施方法	4
1．一般的な監視事項	
2．重点監視事項	
(1) 食中毒予防対策	
(2) 飲食店におけるテイクアウト等の衛生管理	6
(3) 施設への立入検査に関する事項	
3．食品等の検査に関する事項	
4．食品等の一斉取締りの実施に関する事項	7
5．違反を発見した場合の対応に関する事項	8
6．食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項	
HACCP に沿った衛生管理の取組みへの対応	9
1．食品等事業者への対応	
2．と畜場・大規模食鳥処理場における「HACCP に基づく衛生管理」の検証	
3．「ながさき HACCP」を活用した小規模営業者のレベルアップ	10
食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進	11
1．食品等事業者に対する啓発	
2．優良施設の表彰及び公表	
3．公益社団法人長崎県食品衛生協会への支援及び連携	
情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施	12
1．県民との情報及び意見の交換	
2．監視指導の実施状況等の公表	
食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上	13
1．職員に関する事項	
2．食品関係者に関する事項	
資料編	
○別表 1 監視指導等の実施体制（役割分担）	14
○別表 2 長崎県食品の安全・安心推進計画に掲げる数値目標	15
○別表 3 業種別の重要度別監視回数	16
○別表 4 食品等検査計画	17
○別表 5 研修の実施計画	19
○用語説明	20

監視指導の基本的方向

「長崎県食品の安全・安心条例」では、県民等の健康の保護を最優先に、食品の安全性の確保・向上が食品関連産業の振興や県民生活の豊かさの向上にもつながるという認識のもと、県、食品関連事業者及び県民が、それぞれの責務及び役割を認識し、互いに理解し合い、連携しながら行われることを基本理念としています。

長崎県食品衛生監視指導計画（以下「計画」という。）は、食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）第24条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める「食品衛生監視指導指針」に基づき、令和5年度に本県が実施する食品衛生確保対策として策定するものです。

また、計画では、「長崎県食品の安全・安心条例」に基づき策定された「長崎県食品の安全・安心推進計画」に掲げる施策のうち、製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全性の確保、より高い安全性を目指した取組の促進、食品に関する理解促進と信頼の確保、食品の安全・安心を支える体制及び連携の強化に取り組むこととしています。

実施期間及び適用範囲

1. 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

2. 適用範囲

長崎市、佐世保市を除く県内全域

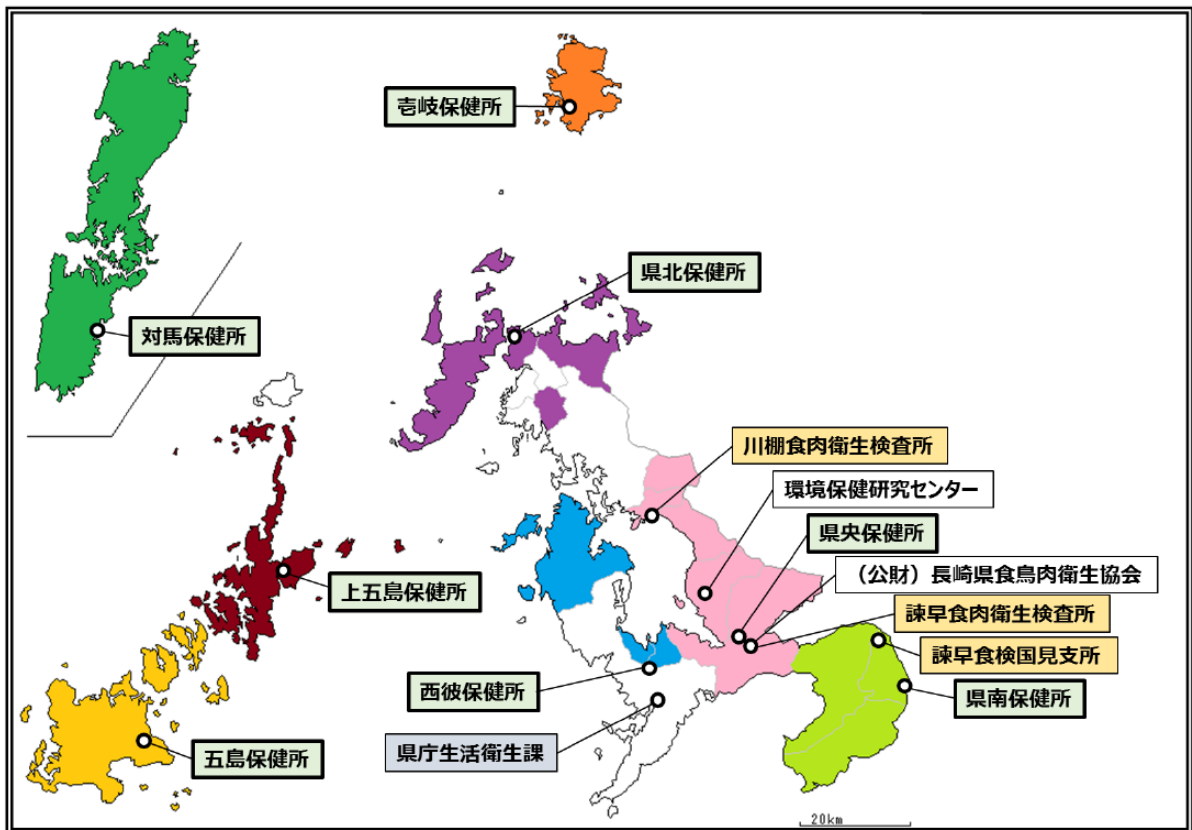
長崎市、佐世保市は独自に計画を定めています

監視指導の実施体制等

1. 監視指導の実施機関

県は、県立保健所（8箇所）、県立食肉衛生検査所（2箇所）及び支所（1箇所）に配置した食品衛生監視員及びと畜検査員により監視指導を実施します。また、上記機関及び環境保健研究センターにおいて試験検査を行います。【別表1】

食鳥検査業務については、県が委任した公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会において実施します。

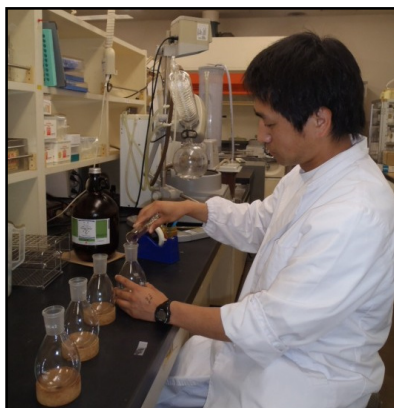


スーパーでの抜取検査



施設の監視指導

【食肉衛生検査所】



残留動物用医薬品の検査



豚のと畜検査（生体検査）

2．関係機関等との連携体制の確保

輸出食肉製品取扱施設 の監視指導については、九州厚生局と連携して行います。

県内における監視指導や違反食品の対応については長崎市、佐世保市と連携を図るとともに、広域に流通する食品等の監視指導や違反食品の対応については、厚生労働省、消費者庁、九州厚生局、他の都道府県等と緊密な連絡を取り、連携して迅速かつ的確な対応を図ります。

県域を越えて広域的な食中毒事案が発生した場合は、国、関係都道府県等その他関係機関による「広域連携協議会」により、緊密かつ速やかに連携協力を図り、適切な調査、検査、情報共有等に努め、原因究明、事案の拡大、再発防止等の対策を講じます。

また、平常時から広域食中毒事案の発生を想定した体制整備に努めます。

3．農林水産部局等他部局との連携体制の確保

残留農薬 、残留動物用医薬品 等の基準違反を発見した場合は、農林水産部局に情報を提供するとともに、改善結果について情報提供を受けるなど連絡及び連携を密にし、農畜水産物の安全確保に努めます。

4．試験検査実施機関の体制整備

保健所等の試験検査機関の技術向上と信頼性を確保するため、以下の事項を実施するほか、必要な検査機器の整備、検査関係職員に対する技術研修の実施に努めます。

信頼性確保部門 による内部点検及び精度管理

外部精度管理調査

登録検査機関 へ試験検査を委託する場合には、受託者としての適正な業務管理を求め、必要に応じて試験検査の実施状況を確認するとともに、随時、精度管理の実施状況の確認に努めます。

監視指導等の実施方法

食品による健康被害の発生を防止するため、食品等を取扱う製造、加工、販売施設に対し、共通する一般的な監視指導を行う事項と、近年の食中毒発生状況や違反食品事例、社会情勢等を踏まえ、重点的に監視指導を行う事項を定め、効果的な監視指導を行います。

1．一般的な監視事項

法や長崎県食品衛生に関する条例（平成12年3月24日長崎県条例第57号、以下「条例」という。）に基づく施設基準、公衆衛生上必要な措置に関する基準、規格基準及び表示の基準等の遵守、実施状況の記録作成や保存について、適切な指導を実施します。

食品衛生法の改正に伴い、新たに食品衛生法に基づく営業許可や届出が必要となる事業者に対しては、施設の立入時や講習会等を通じて、新たな制度の円滑な移行について指導・助言を行います。

と畜場や食鳥処理場における構造設備基準の遵守の指導、適切なと畜検査や食鳥検査を行います。また、枝肉、中抜とたい等の微生物汚染の防止が図られているか確認、指導を行うとともに、微生物検査による検証を実施します。

野生鳥獣肉を取扱う者に対して、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」に基づいた衛生的取扱いがされているか、定期的に確認を行います。

2．重点監視事項

（1）食中毒予防対策

平成30年から令和4年の5年間に県内で起きた69件の食中毒事件のうち、4つの病因物質（ノロウイルス、カンピロバクター、動物性自然毒、アニサキス）による事件は、64件（93%）を占めています。このことから、4つの病因物質に重点を置いて、食中毒予防対策に取り組みます。

【県内の食中毒発生状況】

年	件数	病因物質
H30	14	ノロウイルス(4)、カンピロバクター(2)、アニサキス(7)
R1	21	ノロウイルス(4)、カンピロバクター(8)、アニサキス(6)
R2	8	ノロウイルス(2)、カンピロバクター(3)、アニサキス(2)
R3	10	ノロウイルス(4)、カンピロバクター(3)、アニサキス(3)
R4	16	カンピロバクター(3)、動物性自然毒(1)、アニサキス(12)

(注) 病因物質は4つの病因物質のみ記載しています

ノロウイルス食中毒対策

年間の食中毒患者数の約半数を占めるノロウイルス食中毒は、原因の8割が調理従事者による二次汚染とされることから、食品取扱者の健康管理、手洗いを含めた食品の衛生的取扱い、食品の十分な加熱等、注意喚起を図りつつ、具体的な指導を行います。

カンピロバクター食中毒対策

食鳥処理場及び食肉販売業者に対し、加熱が必要な食肉については、もれなく「加熱用」の表示の徹底について指導を行います。

また、飲食店に対し、生食用でない食鳥肉を生又は加熱不十分で客に提供しないよう周知及び指導を行います。

動物性自然毒食中毒対策

鮮魚市場では、有毒魚介類の排除の徹底を指導します。ふぐ等の有毒魚介類について、専門知識のない者が自家調理して喫食することがないように釣具店の協力を得て、釣り人へ周知する等、効果的な啓発を行います。

アニサキス食中毒対策

魚市場等に対し、鮮魚は、漁獲後すみやかに冷蔵するよう指導を行います。魚介類販売店や飲食店等に対し、仕入れ後すみやかに内臓を除去するとともに加工は、十分な目視確認により虫体の発見、除去に努めるよう指導を行います。

（２）飲食店におけるテイクアウト等の衛生管理

近年、消費者のライフスタイルの変化を背景に、中食としてテイクアウトやデリバリー等の利用が定着してきていることから、テイクアウト等を行う飲食店に対しては、立入検査の際に、一般衛生管理の徹底やテイクアウト等に適したメニューの選択を行うことに加え、消費者に対して速やかに喫食する旨の注意喚起を行うことについても助言、指導を行います。

（３）施設への立入検査に関する事項

立入検査にあたっては、年度ごとに重点監視対象業種を明確化するとともに、監視指導内容の充実に努め、長崎県食品の安全・安心条例に規定された「長崎県食品の安全・安心推進計画」に基づき食品の安全性確保を図ります。【別表２】

また、HACCP に沿った衛生管理の実施が制度化されたことから、各施設で作成された衛生管理計画や記録等の確認を行います（ 章）。

保健所ごとに、業種、過去の食中毒の発生状況、発生した場合の影響の度合、製造・販売される食品の流通の広域性及び営業の特殊性などを考慮して、食品関連施設を下表のとおり４ランクに分類し、【別表３】により、年間18,500件の監視を実施します。

また、県央保健所衛生環境課監視指導班により、県央、県南、西彼地区の大規模小売店舗、大規模仕出し店、大型宿泊施設及び学校給食施設等に対して、年間を通じて重点的な監視指導を実施します。

【監視のランク分類】

分類	立入頻度	考え方
A	年3回以上	危害の発生頻度が高く、大量調理、広域流通食品の製造・販売施設。
B	年2回以上	危害の発生頻度は高いが、大量調理に該当しない業種。 危害の発生頻度が中程度で、食品が広域流通している業種。
C	年1回以上	危害の発生頻度が低く、大量調理に該当しないが、食品が広域流通している業種。
D	2年に1回以上	危害の発生頻度が非常に低く、大量調理、広域流通しない業種。

３．食品等の検査に関する事項

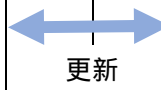
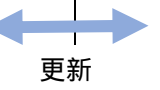
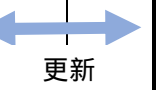
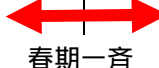
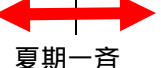
不良食品の流通を防止し、県民の食生活の安全を確保するため、県内で製造又は販売される食品を抜き取って検査を行い、食品衛生法に基づく規格基準に適合していることを確認します。

また、弁当やそうざい等、規格基準が設定されていない食品についても、県の指導基準に関する検査を行い、その結果に基づき食品製造施設への衛生指導を行います。

その他、動物性自然毒やアレルギー物質 等についても検査を行い、食品による健康被害の未然防止を図ります。【別表４】

４．食品等の一斉取締りの実施に関する事項

一般監視事項及び重点監視事項について、年間を通じた監視や、営業許可の更新時期に合わせた監視を計画的に実施するほか、季節ごとの一斉取締りを実施します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常監視												
												
一斉取締り												

（１）春期一斉取締り（４、５月）

春の行楽シーズンで、ゴールデンウィークによる外食等の機会が増えるこの時期、多彩な行事が各地で開催され、食品が多く流通することから、食品の製造、販売業者の監視指導を強化します。

（２）夏期一斉取締り（７、８月）

温度・湿度が高まり、特に細菌性食中毒が発生しやすい夏期において、厚生労働省が示す方針を踏まえて、腸管出血性大腸菌やカンピロバクター等による食中毒対策について、監視指導を重点的に実施します。

（３）年末一斉取締り（１２月）

多種多様な食品が大量に流通する年末に、厚生労働省が示す方針を踏まえて、ノロウイルス対策等についての監視指導を重点的に実施します。

（４）特定の違反事例等による一斉取締り

特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に関する問題が発生し、かつ全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、随時、厚生労働省が示す方針を踏まえて、監視指導を実施します。

5．違反を発見した場合の対応に関する事項

(1) 立入検査で発見した場合

極力、その場において改善指導を行います。直ちに改善を図ることが困難な法及び条例に違反する事項については、書面にて改善指導を行います。また、法違反の食品等が販売あるいは営業上使用されないよう、回収、廃棄及び再発防止等の措置を講ずるとともに、必要に応じ、営業の禁停止の措置を講じます。

(2) 抜取検査で発見した場合

当該食品等が販売あるいは営業上使用されないよう、回収、廃棄及び再発防止等の措置を講じます。

県外で生産、製造、加工等が行われている場合や広域流通食品及び輸入食品の場合は、速やかに関係する都道府県等又は厚生労働省へ情報提供を行い、違反食品等の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を連携して講じます。

当該食品等を製造、加工した者の検査の能力等からみて、継続的に当該者の製造、加工する食品等の検査が必要と判断される場合には、命令検査を行います。

(3) 違反事実の公表について

食品衛生上の危害の状況を明らかにし、危害の拡大防止及び再発防止を図るため、長崎県生活衛生課が定めた「食品衛生法に基づく公表の事務取扱要領」に基づき、法又は法に基づく処分に違反した者の名称、対象食品、対象施設等を随時公表します。措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明次第、公表を行います。

6．食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

「食中毒処理要領」（昭和39年7月13日付け環発第214号厚生省環境衛生局長通知）に基づき、平常時における体制を整備するとともに、発生時には関係部局と連携を図りながら迅速かつ的確に対応します。

再発防止対策に資するため、積極的な汚染源のさかのぼり調査の実施等、原因究明体制の確立を図ります。

食中毒予防の観点から、食中毒発生状況等について食品等事業者及び県民への情報提供を図り、被害の拡大防止の観点から、必要な情報について速やかに公表します。

HACCPに沿った衛生管理の取組みへの対応

食品衛生法の改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理が、令和3年6月に完全施行されました。これに伴い、小規模な飲食店等の営業者には、手引書を参考にして取り組む「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」が、また、と畜場や大規模事業者等には国際標準に沿った「HACCPに基づく衛生管理」が求められます。

1．食品等事業者への対応

飲食店などの小規模な営業者に対しては、施設への立入検査の際に、営業者が作成した衛生管理計画や実施記録を点検し、適切にHACCPが運用されていることを確認します。

確認の結果、衛生管理の方法に不適切な点を認めた場合は、営業者に対し、衛生管理計画の見直し等も含め、助言、指導を行います。

また、大規模事業者（食品等の取扱い従事者が50人以上）に対しては、県央保健所衛生環境課監視指導班が「HACCPに基づく衛生管理」の運用状況を検証します。

2．と畜場・大規模食鳥処理場における「HACCPに基づく衛生管理」の検証

HACCPの制度化に伴い、と畜場・大規模食鳥処理場の設置者等は、「HACCPに基づく衛生管理」の実施状況について県による検査（外部検証）を受ける必要があります。

県は、施設の現場検査を定期的に行い、各工程の作業が衛生管理計画等に基づき実施されていることを確認します。

また、施設従事者による点検記録を確認し、日々の衛生管理が適切に行われているかを検証します。

加えて、解体処理後の牛肉・豚肉・鶏肉について微生物試験を行うことで、施設における衛生管理の実施状況を評価し、必要に応じて衛生管理計画の見直し等を施設に指示します。

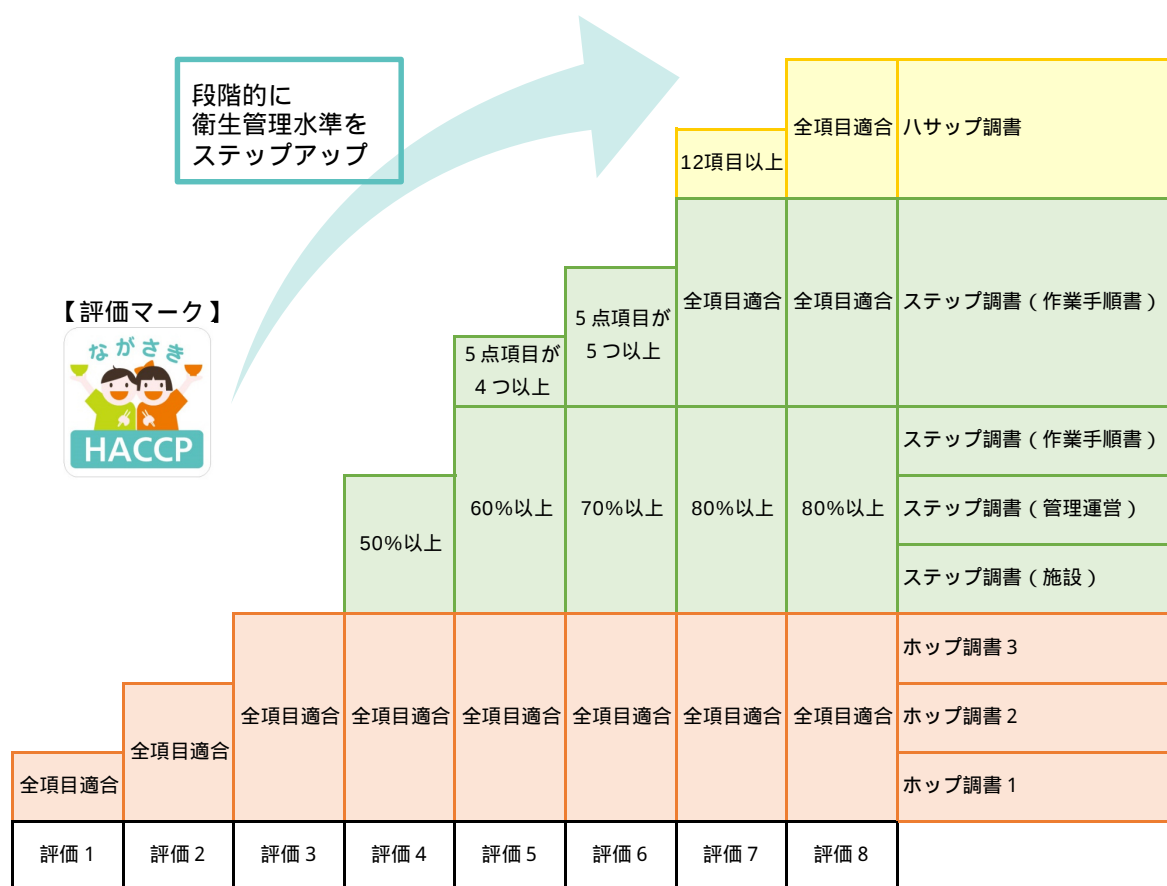
３．「ながさきHACCP」を活用した小規模事業者のレベルアップ

県では、これまで食品等事業者が自主的に衛生管理のレベルを段階的に高め、また国際標準に沿ったHACCPを目指すためのツールとして、本県独自の評価制度である「ながさきHACCP」に取り組んできました。

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」よりも高いレベルでのHACCPの取り組みを目指す小規模事業者が、衛生管理水準をさらに向上させ*、これにより取引先からの信頼獲得につなげるため、引き続き「ながさきHACCP」を活用し、それぞれの施設に応じた助言を行います。

* 工程管理による製品の品質安定、不具合発生時の対応の迅速化など

【ながさきHACCP評価システム】



「ながさきHACCP」について
上図の評価システムにより衛生管理状況を評価し、より上の段階を目指していくものです。
評価4以上となりましたら、ながさきHACCP評価マークを使用でき、県のホームページに「ながさきHACCP取組施設」として公表することができます。

食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

1. 食品等事業者に対する指導

監視指導及び衛生教育等を通じ、食品等事業者自らの責務について指導を行います。

(1) 食品衛生管理者等の設置

食品等事業者は、「食品衛生に関して相当の知識を有する者（食品衛生管理者又は食品衛生責任者）」を営業施設に設置し、県等が実施する講習会に参加させ、食品衛生に必要な情報収集に努めること。

また、ふぐ処理施設には、県が認める「ふぐの種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者（ふぐ処理者）」を設置し、有毒部位の排除等、食中毒予防対策を徹底すること。

(2) 自主検査の実施

本県が定める「営業の管理運営基準に基づく製品の検査要領」に基づき、製品及び原材料の自主検査を実施すること。

(3) 記録の作成と保存

食品衛生法で規定される「HACCPに沿った衛生管理に関する基準」に基づき、食品の製造販売等に関する記録を作成し、保存すること。

(4) 大量調理施設

集団給食施設、仕出し屋・弁当店、旅館・ホテル等の大量調理施設は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」による自主衛生管理を実施すること。

2. 優良施設の表彰及び公表

衛生管理状況が他の模範となる優良な施設に対し、保健所長表彰、知事表彰を行い、公表することで、食品等事業者の自主衛生管理意欲の高揚とさらなる向上を図ります。

3. 公益社団法人長崎県食品衛生協会 への支援及び連携

協会が実施する次の事業について、助言、指導その他の活動を支援します。

食品衛生指導員 活動事業：食品関係営業施設の衛生管理及び改善整備促進、営業許可申請等の事前指導

衛生教育事業：食品衛生指導員の研修、食品営業者及び食品衛生責任者の衛生教育

食品衛生の広報活動事業：広報誌の発行

情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施

1．県民との情報及び意見の交換

本県における監視指導をはじめとする食品安全行政について、長崎県食品の安全・安心条例に基づき設置された会議の開催やホームページ等を通じて、意見交換と情報提供を進めます。

(1) 「長崎県食品安全・安心委員会」（以下「委員会」という。）の開催

消費者、生産者、食品関係事業者（製造、流通、販売）及び学識経験者等で構成する委員会を開催し、県内の食品の安全・安心を確保するための施策等について双方向の情報交換の促進を行います。

(2) リスクコミュニケーション等の実施

「食品の安全・安心リスクコミュニケーション」を県内で開催し、消費者と生産者、行政間の情報交換及び意見交換を促進します。また、保健所、食肉衛生検査所においても消費者に対して、食の安全に関する情報提供に努めます。【別表２】

なお、意見交換や情報提供は、社会的背景を踏まえ、消費者等に関心の高い内容について実施するよう努めます。

(3) 広報媒体等による県民への情報提供

県のホームページによる情報提供を行います。

県の広報誌「県政だより」、市町の広報誌を通じての情報提供を行います。

ラジオ、テレビの県政番組を通じての情報提供を行います。

食中毒予防等のチラシを作成し、各保健所等で配布します。

2．監視指導の実施状況等の公表

監視指導の実施状況及び検査結果等の概要については、令和６年６月末までに公表します。

また、食品等の一斉取締り事業は、年度途中においても、その実施状況の概要を適宜公表します。

食品衛生に関する人材の育成及び資質の向上

1. 職員に関する事項

監視指導に従事する食品衛生監視員、と畜検査員等に対して、厚生労働省及び関係機関の開催する研修会（HACCPに関する研修、疫学研修等）を受講させ、最新の知見や法令の内容等の確認、技術の向上を図ります。

また、県内における各種技術研修会により、調査研究や事例・症例の研究等を行い、的確かつ適切な監視指導の実施、検査技術の研鑽に努めます。【別表5】

2. 食品関係者に関する事項

食品営業者、従事者及び集団給食施設の調理従事者等に対し、食中毒予防の衛生講習会を実施します。

食品衛生管理者に対しては、その課せられた責務が適切に遂行されるよう情報提供を行い、必要に応じて講習会を実施します。

食品衛生責任者に対しては、保健所又は公益社団法人長崎県食品衛生協会が主催する講習会受講の促進を図ります。

ふぐの種類鑑別や有毒部位の除去には専門的な知識が必要であることから、ふぐ処理講習・認定試験及びふぐ選別講習を実施し、ふぐ処理者及びふぐ選別者の資格を与え、ふぐによる食中毒を防止します。

監視指導等の実施体制（役割分担）

（１）監視指導体制

機 関 名		担 当 業 務
本庁 （県民生活環境部）	生活衛生課	・食品衛生法、と畜場法、食鳥処理法に関する事業の企画及び調整 ・監視指導計画及び食品衛生等に関する施策の策定及び公表 ・県民への食品衛生に関する情報提供 ・県関係部局及び他自治体及び厚生労働省との連絡調整
	食品安全・消費生活課	・食の安全に関する危機が発生した場合の連絡調整 ・食品の安全・安心確保に関する各種施策の策定及び公表 ・県関係部局間の連絡調整 ・県民への食品の安全・安心確保に関する情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）
地方 機関	保健所 （県立 8 箇所）	・食品関係施設の監視指導及び食品の検査 ・食中毒発生時の原因究明及び被害拡大防止の措置 ・不良食品等に係る調査及び再発防止の措置 ・食品関係事業者及び消費者等への情報提供ならびに衛生講習会の実施 ・食品関係施設におけるHACCPに関する助言及び指導 ・食鳥処理場における監視指導及びHACCPに関する助言及び指導
	食肉衛生 検査所* （3箇所）	・牛、豚等のと畜検査 ・と畜場の監視指導 ・消費者への情報提供 ・と畜場及び併設食肉処理場におけるHACCPに関する助言及び指導
公益財団法人 長崎県食鳥肉 衛生協会		・食鳥処理法に関すること（指定検査機関への食鳥検査の委任）

（２）試験検査

機 関 名	担 当 業 務
保健所	・食品衛生法に関する検査（食品に関する細菌検査及び理化学検査） ・食中毒等の発生時に関する細菌等の検査
環境保健研究 センター	・食品衛生法に関する検査等（残留農薬、抗生物質等、貝毒、ふぐ毒等の検査） ・食中毒等の発生時に関する病原菌の型別、毒素及びウイルス等検査
食肉衛生検査所*	・と畜検査及び食鳥検査に関する精密検査及び病原微生物等のモニタリング検査 ・と畜検査及び食鳥検査に関する抗生物質等の残留動物用医薬品の検査
登録検査機関	・動物性自然毒検査 ・食品添加物検査

* 食肉衛生に関する業務は、五島保健所においても実施しています。

別表 2

長崎県食品の安全・安心推進計画に掲げる数値目標

(1) 製造・加工・調理・流通・販売段階における監視指導体制の強化

食品取扱施設の監視指導	施設の監視（件数）	18,500
-------------	-----------	--------

(2) 流通・販売段階における安全性確保

食品の検査	細菌検査、理化学検査（件数）	2,000
-------	----------------	-------

(3) 食品に関する理解促進と信頼の確保

リスクコミュニケーション（意見交換会等）の開催回数	20以上
---------------------------	------

業種別の重要度別監視回数

重要度 ランク	標準監視回数	業 種
A	年 3 回以上	飲食店営業（大量調理 ¹ する施設に限る。） 乳処理業 集団給食施設（大量調理する施設に限る。）
B	年 2 回以上	特別牛乳搾取処理業 乳製品製造業 集乳業 食肉製品製造業 そうざい製造業（大量調理する施設に限る。） 冷凍食品製造業 ² （大量調理する施設に限る。） 複合型そうざい製造業 ² 複合型冷凍食品製造業 ² 食品の放射線照射業 乳酸菌飲料製造業 輸出食肉製品取扱施設
C	年 1 回以上	飲食店営業（大量調理する施設を除く。） 菓子製造業 あん類製造業 アイスクリーム類製造業 食肉処理業 食肉販売業 ³ 魚介類販売業 ³ 魚介類せり売営業 魚肉練り製品製造業、水産食品製造業 ² 食品の冷凍又は冷蔵業 清涼飲料水製造業 氷雪製造業 マーガリン又はショートニング製造業、食用油脂製造業 みそ製造業、しょうゆ製造業、みそ又はしょうゆ製造業 ² 酒類製造業 豆腐製造業 納豆製造業 麺類製造業 そうざい製造業（大量調理する施設を除く。） 冷凍食品製造業 ² （大量調理する施設を除く。） かん詰又はびん詰食品製造業、ソース類製造業、密封包装食品製造業 ² 添加物製造業 液卵製造業 ² 漬物製造業 ² 集団給食施設（大量調理する施設を除く。）
D	2年に1回以上	飲食店営業（スナック等、簡易な調理のみを行う施設に限る。） 調理機能を有する自動販売機 ² 喫茶店営業 食品の小分け業 ²

1 大量調理とは、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上調理し、提供するものをいう。

2 改正食品衛生法（令和3年6月1日施行）により、新たに設定された許可業種

3 容器包装に入れられたもののみを販売する施設を除く。

別表 4

食品等検査計画

(1) 保健所が主となって実施する検査

食 品 分 類	検 査 等 の 内 容	予定検体数
魚介類	刺身や貝類の細菌検査など	80
冷凍食品	冷凍食品の細菌検査など	100
魚介類加工品	魚肉練り製品などの細菌検査	100
肉・卵類及びその加工品	肉、卵、その加工品などの細菌検査	90
乳製品	牛乳等の細菌検査及び成分検査	200
アイスクリーム類・氷菓	アイスクリームや氷菓等の細菌検査	10
穀類及びその加工品	穀類及びこれに類する食品（麺類等）の細菌検査など	210
野菜類、果物類及びその加工品	豆腐、野菜加工品などの細菌検査	75
菓子類	菓子類の細菌検査など	200
その他の食品（上記以外の食品）	弁当、そうざい等の細菌検査	430
海水	生食用かき採取海域の海水の細菌検査	80
合 計		1,575

(2) 環境保健研究センタ - 、食肉衛生検査所、登録検査機関が実施する検査

検 査 項 目	検 査 品 目	予 定 検 体 数
麻痺性貝毒	アサリ、カキ	24
残留農薬	農産物等	50
畜水産食品残留有害物質	食肉、養殖魚介類、鶏卵、乳	140
食品添加物等	加工食品	169
ナシフグ の毒性	筋肉、精巢	30
アレルギー物質	加工食品	12
合 計		425

別表 5

研 修 の 実 施 計 画

	研 修 会 名
県が開催する研修会等	・食品衛生検査技術研修会 ・食品衛生監視員研修会 ・食肉衛生検査技術研修会
九州ブロックで 開催される研修会等	・食品衛生監視員研修会 ・食肉衛生検査業務研修会 ・HACCPに係る助言等を行う食品衛生監視員養成講習会 ・HACCP 指導者養成研修会 ・対米・対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員養成講習会
国等が開催する研修会等	・全国食品衛生監視員研修会 ・食中毒の疫学研修 ・食品安全行政講習会 ・全国食肉衛生検査技術研修 ・全国食鳥肉衛生検査技術研修 ・食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会 ・国立保健医療科学院短期研修（食品衛生監視指導研修） ・国立保健医療科学院短期研修（食肉衛生検査研修）

用語説明（あいうえお順）

【 あ 】

○ アニサキス（P4）

アニサキスは、クジラを終宿主とする寄生虫（線虫）で、その幼虫は長さ2～3cm、幅は0.5～1mmの白色糸状の形態をしています。幼虫はサバやアジ、サンマ、カツオ、イワシ、サケ、イカなどの魚介類に主に寄生し、寄生した魚肉を生で食することで、ヒトの体内に入り、食中毒を引き起こします。アニサキス幼虫は通常、これらの魚の内臓に寄生していますが、魚が死亡し、時間が経過すると内臓から筋肉に移動することが知られており、ヒトの体内に入ると、胃壁や腸壁に刺入して食中毒を引き起こします。多くは胃アニサキス症で、食後数時間から十数時間後に激しい腹痛、悪心、嘔吐を引き起こします。一旦、食中毒症状が現れたら、すみやかに医療機関を受診し、虫体を摘出することが大切です。アニサキス食中毒対策としては、魚をしっかりと加熱すること（70℃以上）、魚を冷凍すること（-20℃で24時間以上）、新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除くこと、目視で虫体を除去することなどです。シメサバなど一般的な酢による処理や塩漬、醤油やわさびなどではアニサキス幼虫は死滅しません。

○ アレルギー物質（P7）

アレルギー症状（特定の異物に対して、免疫が過剰に反応して起こる症状）を引き起こすことが知られている物質をアレルギー物質といい、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものについては、特定原材料としての表示が義務付けられています。

現在、えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生の計7品目を特定原材料として表示が義務付けられており、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン及びアーモンドの計21品目を特定原材料に準ずるものとして、表示を奨励しています。

【 か 】

○ 外部精度管理調査（P3）

食品衛生法第29条に規定する食品衛生検査施設において、検査の精度が適正に保たれているかどうかを確認するため、国その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査のことをいいます。

本県では、各県立保健所、環境保健研究センター及び各食肉衛生検査所において、毎年「（一財）食品薬品安全センター秦野研究所」の行う外部精度管理調査を受検しています。

○ カンピロバクター（P4）

カンピロバクターとは、家畜の流産や胃腸炎、肝炎等の原因菌で知られている細菌で、ペットや野鳥、野生動物など多くの動物が保菌しています。このうちヒトに食中毒を引き起こす菌として、カンピロバクター・ジェジュニとカンピロバクター・コリが多くを占めています。カンピロバクターはヒトや動物の腸管内など酸素が少ない状況下でしか増殖しない、乾燥に弱い、通常の加熱調理で死滅するといった特性を持っています。一旦、ヒトの体内に取り込ま

れると、下痢や腹痛、39 前後の発熱、悪心、嘔吐、悪寒、倦怠感などが見られます。また、口に入れてから発症までに 1 ～ 7 日間と潜伏期間が長いことが特徴です。鶏肉のカンピロバクター汚染率は、市場調査によると 4 ～ 6 割とも言われ、鶏肉の加熱不十分又は生食による食中毒が近年、カンピロバクター食中毒の多くを占めています。また、食材の取扱い不良により、これらの菌がサラダ等の非加熱食品を二次汚染したことにより食中毒が発生しています。過去には、野鳥等により汚染された井戸水を介して、感染症が起きた事例（水系感染症）もあります。牛肉や豚肉など、原則として生食が法で禁止されていることから、法で規制されていない鶏の生食による食中毒事故が増加し、近年、全国の食中毒事件の上位を占めています。

○規格基準（P4）

食品衛生法に基づき、食品や添加物等について一定の安全レベルを確保するために定められた規格や基準のことで、規格基準にあわない食品等は製造、使用、販売等が禁止されています。

規格基準には、成分規格、製造基準、使用基準、保存基準などがあります。

○公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会（P1）

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥検査が実施されることとなったため、長崎県から食鳥検査の委任を受けた厚生労働大臣の指定検査機関として、平成 4 年（1992 年）に設立されました。1 年間の処理羽数が 30 万羽を超える処理場において、獣医師の資格を有する検査員が食鳥検査を実施しています。

○公益社団法人長崎県食品衛生協会（P11）

食品衛生法の趣旨により、飲食を原因とする食中毒、感染症その他の危害の発生を防止し、公衆衛生の増進に寄与することを目的に、昭和 36 年 8 月に設立された団体です。県内 11 地区の食品衛生指導員による巡回指導、食品衛生思想の普及などの活動を通じて、自主的な衛生管理を推進しています。

○公衆衛生上必要な措置に関する基準（P4）

公衆衛生上必要な措置に関する基準とは、食品衛生法第 51 条に基づき、施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について定められた基準のことで、食品等の取扱いや使用水の管理といった一般的な衛生管理や、HACCP に関することについて規定されています。

【さ】

○残留農薬（P3）

農作物等の栽培や保存時に使用された農薬が、農作物等や環境中に残留したものを「残留農薬」といいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づき、全ての農薬について残留基準が設定され、これを超えるような農薬が残留している農作物は販売等が禁止されます。

平成 15 年の食品衛生法改正により、基準が設定されていない農薬等が一定量以上残留する食品の販売等を原則禁止する、いわゆる「ポジティブリスト制度」が平成 18 年 5 月 29 日から施行されています。

○施設基準（P4）

食品衛生法に基づき、都道府県知事が公衆衛生に与える影響が著しい営業について、業種別に定めた基準で、この基準に適合していなければ、営業許可を受けることができません。

○食品衛生監視員（P1）

食品衛生法に基づいて、食品衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導を行う国や地方自治体等行政機関の職員を食品衛生監視員といいます。

国の食品衛生監視員は、輸入食品の監視指導や総合衛生管理製造過程の承認等を主として行っています。一方、都道府県等の食品衛生監視員は、保健所などにおいて所管地域内の食品衛生関係施設の許可及び監視指導、食中毒事故等の調査、営業者に対する衛生教育及び県民に対する食品衛生知識の普及と情報提供等の業務を行っています。

○食品衛生管理者（P11）

食品衛生管理者とは、特に高い安全性が求められる乳製品、食肉製品、添加物等の製造・加工に関する営業を行う際に、営業者が必ず置かなければならない資格者のことです。食品衛生管理者の設置は、食品衛生法第48条に規定されており、食品衛生に関する十分な知識を持った食品衛生管理者を中心とした自主管理体制により、安全な製品を製造・加工することを目的としています。営業者が資格要件を満たす者の中から選任し、保健所に届け出ることによって、食品衛生管理者になることができます。

○食品衛生指導員（P11）

食品業界における自主衛生管理体制の確立を目指して発足した制度で、長崎県の場合は、公益社団法人長崎県食品衛生協会が行う所定の講習を修了した者の中から、協会長が任命しています。営業者等への巡回指導や食品衛生思想の普及等を通じて、営業施設の衛生管理の向上や施設・設備の改善を行うためのよき相談相手として活動しています。

○食品衛生責任者（P11）

食品衛生責任者については、食品衛生法で規定される「一般的な衛生管理に関する基準」により、営業施設への設置を義務付けています。調理師等の有資格者の他、講習会で必要な課程を修了した者になることができ、営業者に対し公衆衛生上の助言・勧告を行うとともに、食品衛生関係法令に違反しないよう従業員を監督する任務があります。

○食品衛生法（P1）

飲食を原因とする危害の発生を防止するとともに、国民の健康保護を図ることを目的とした法律です。この目的を達成するため、食品、添加物等について規格や基準を設けて安全確保のための規制をしています。また、違反食品や食中毒発生時には、被害の拡大防止等のため、違反品の回収、廃棄や営業施設の禁止・停止等の処分が図られるよう規定されています。

○ **食品衛生法に基づく公表の事務取扱要領**（P8）

食品衛生法第 69 条に基づき食品衛生上の危害の発生を防止するため、「法又は法に基づく処分に違反した者」の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めることにより、食品衛生上の危害発生の防止を図ることを目的として、長崎県生活衛生課が定めたもので、公表対象や公表内容、公表時期等について規定しています。

○ **食品等事業者**（P8）

食品等の採取、製造、輸入、加工、販売等を行う事業者や集団給食施設等をいいます。

○ **信頼性確保部門**（P3）

食品衛生法第 29 条に規定される食品等の衛生検査施設において、その検査の精度管理を行い、信頼性を確保するために、食品衛生法施行規則第 37 条に規定される内部点検などを行う部門を指します。

【 た 】

○ **動物用医薬品**（P3）

牛、豚、鶏等の畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用される抗生物質・寄生虫駆除剤などの動物用医薬品や、飼料効率の改善や栄養成分の補給のために使用される飼料添加剤があります。これらの飼育段階で使用される抗生物質等の化学物質を動物用医薬品と呼んでいます。

これら動物用医薬品が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づき、全ての動物用医薬品等について残留基準が設定されています。

○ **登録検査機関**（P3）

食品衛生法に基づく厚生労働大臣への登録により、命令検査を行うことができる法人をいいます。公的試験検査機関以外の検査機関にも命令検査を行うことを認める制度です。公益法人以外の民間法人も厚生労働大臣への登録により検査機関になることができます。また、平成 15 年の法改正により、国の検疫所が行う検査の試験事務や自治体の行う収去検査の試験事務についても、登録検査機関に委託できることとなっています。

○ **と畜検査員**（P1）

と畜場法の規定に基づき、食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために、と畜場でとさつ解体された獣畜の肉等を検査したり、と畜場への立入検査や衛生管理に関する指導の職務等を行う職員のことをさし、獣医師の資格を有する者のみが都道府県知事の任命によりなることができます。

○と畜場法（P14）

昭和 28 年に公布された法律で、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。

なお、「と畜場」とは、食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊及び山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設です。

【 な 】

○長崎県食品の安全・安心条例（P1）

平成 15 年に制定及び策定した「人と環境にやさしい農林漁業推進条例」と「長崎県における食品の安全・安心確保基本指針」の内容を包含した条例で、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。県、食品関連事業者そして消費者である県民それぞれの責務及び役割を明らかにするとともに、県民が安心して食生活を営むことができるよう、生産から消費に至るまでの食品の安全・安心確保に関する県の取組み姿勢、施策の方向性を示すものです。

○長崎県食品の安全・安心推進計画（P1）

平成 27 年 4 月に施行した「長崎県食品の安全・安心条例」に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、具体的な取組みや達成目標を定めた行動計画のことをいいます。計画の期間（第 2 次）は令和 3 年度から 7 年度までです。

○ながさき HACCP（P10）

平成 23 年から始まった長崎県独自の評価事業であり、一般的衛生管理の充実から始まり、マニュアルや記録類を整備し、最終的に HACCP 手法を取り入れた衛生管理に至るためのツールです。取組みを希望する事業所に対し、評価調書をもとに保健所の食品衛生監視員が評価を行い、衛生管理度の現状を、1 段階から 8 段階で評価し、より上の段階を目指そうというものです。HACCP に基づく衛生管理は、7 段階以上となります。4 段階以上の評価を受けた施設については、県ホームページ上での公表や製品・広告等への評価マークの使用が認められます。食品衛生法の改正により、HACCP に沿った衛生管理が制度化されることとなり、ながさき HACCP は、弾力的な HACCP 管理が求められる施設が、さらなる衛生管理の高度化を目指すためのツールとして今後も利用が可能です。

○中抜とたい（P4）

食鳥処理過程の中で、生体の鶏、あひる、七面鳥を処理し、羽毛を取り除いた食鳥とたいから内臓を摘出した状態を指します。

○ナシフグ（P18）

ナシフグについては、筋肉部が原因となる食中毒が続発したことを受け、平成 5 年に日本全国でナシフグの販売が禁止されましたが、現在はその漁獲海域や漁獲後に適正処理が行われたもののみに限定して、販売流通が認められています。

なお、ナシフグの筋肉については、有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限って販売流通が認められ、ナシフグの精巢（白子）については、有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限って販売流通が認められています。

○ノロウイルス（P4）

ノロウイルスは、手指や食品などを介して、経口で感染し、ヒトの腸管で増殖し、嘔吐、下痢、腹痛などを起こします。健康な方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどでは重症化したり、吐ぶつを誤って気道に詰まらせて死亡することがあります。

冬季に多く発生する食中毒や感染性胃腸炎の病因物質として報告されており、食中毒の場合、ノロウイルスに汚染された二枚貝やその他の食品を加熱不十分のまま喫食すること等で感染し、24～48 時間の潜伏期間の後、吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱（微熱）などの症状が現れます。

【 は 】

○HACCP（ハサップ）（P6）

HACCPとは、食品の安全性を高度に保証する衛生管理の手法の一つです。具体的には、食品の製造業者が原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するという手法のことで、国際的にも HACCP の導入が推進されています。

なお、HACCPとは、Hazard Analysis Critical Control Pointの頭文字をとったもので、一般に「危害分析重要管理点」と訳されています。

【 ま 】

○麻痺性貝毒（P18）

貝毒とは、二枚貝類が持つ自然毒のことです。有毒プランクトンを蓄積して毒化した貝を食べた結果、食中毒の原因となることがあります。代表的な貝毒に「麻痺性貝毒」や「下痢性貝毒」があります。

麻痺性貝毒の症状としては、食後 30 分ほどで唇、舌、顔面のしびれを生じ、次第に指先、手足、四肢の末端に広がり、その後、麻痺に変わっていきます。重症の場合は運動失調を起こし、呼吸麻痺で死亡することがあります。下痢性貝毒の症状としては、食後 30 分から 4 時間以内に下痢（水様便）や嘔吐、吐き気、腹痛等消化器系の主な症状を生じます。通常、3 日以内に回復し、これまで死亡例はありません。

○ **命令検査**（P8）

食品衛生法第 26 条に規定されており、違反食品を発見した場合において、これらを製造した者の検査能力等からみて、引き続き違反食品を製造する可能性があり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときに、都道府県知事が検査を受けることを命ずることを指します。

【 や 】

○ **輸出食肉製品取扱施設**（P3）

ハム等の食肉製品の輸出をするために必要な衛生管理や施設設備について、基準を満たしていることを厚生労働省（地方厚生局）が認定した施設のこと。

【 ら 】

○ **リスクコミュニケーション**（P12）

食品にあるリスクについて、消費者、食品関係事業者、行政等の関係者間で情報・意見を交換し、その過程で相互理解を深め信頼を構築する活動。